## 資料編

### **１．地域保健及び地****域福祉の施策について**

### **２．箕面市保健医療****福祉総合審議会**

### **３．箕面市介護サービス評****価専門員会議**

### **４．箕面市高齢者等介護****総合条例**

### **５．第１号被保険者の保険料推計報告書**

### 

### **６．用語解説**

【あ行】

|  |  |
| --- | --- |
| ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング） | 本人が自らの意思を伝えられない状態になる前に備える治療計画。本人とその家族、医師・看護師・介護従事者が話し合いを通じて、本人の意思を反映した医療・ケアの開始・不開始・変更などを行う。 |
| インフォーマル  サービス | インフォーマルケアともいい、自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。 |
| ＮＰＯ | 「Non Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。収益を目的とする事業自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動にあてることになる。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）」と言う。ＮＰＯは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。 |
| オーラルフレイル | 口腔の機能低下や食べる機能の障害が連鎖し、心身の機能低下まで及ぶこと。 |

【か行】

|  |  |
| --- | --- |
| 介護支援専門員  （ケアマネジャー） | 要介護者または要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。 |
| 介護離職 | 介護のための離職。高齢の親や家族を介護する必要が生じたことにより、今の仕事を辞めざるをえなくなること。 |
| 急性期 | 病気の症状や徴候の発現が急で、発病後の経過が短い時期をいう。一方、症状や徴候は激しくないが、長期間にわたる治療や看護が必要とされる時期を慢性期という。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 軽度認知障害  （ＭＣＩ） | 物忘れが主たる症状だが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことで、正常と認知症の中間ともいえる状態。記憶力に障害があって物忘れの自覚があるが、記憶力の低下以外に明らかな認知機能の障害がみられず、日常生活への影響はないかあっても軽度のものである場合。ＭＣＩとは、「Mild Cognitive Impairment」の略。 |
| ケアプラン  （居宅サービス計画） | 要介護者が日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスの適切な利用ができるよう、要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用者するサービスの種類及び内容などを定めた計画。 |
| ケアマネジメント | 主に地域社会の中で継続的なケアを提供する際に、サービス利用者の生活全般にわたるニーズと公私にわたる社会資源との間にあった、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保する機能。 |
| ＫＤＢシステム | 国保データベースシステムのことであり、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムである。 |
| 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。 |
| 権利擁護 | 自己の権利を表明することが困難な高齢者や障害者等の代わりに、代理人が権利を表明すること。 |

【さ行】

|  |  |
| --- | --- |
| 在宅療養後方支援  病院 | 在宅医療を提供している医療機関と連携し、あらかじめ緊急時の入院先とする希望を届け出ていた患者の急変時などに24時間体制で対応し、必要があれば入院を受け入れる病院。 |
| 在宅療養支援  診療所・病院 | 地域において在宅医療を支える24時間の窓口とし、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所を在宅療養支援診療所という。また、診療所のない地域において、在宅療養支援診療所と同様に、在宅医療の主たる担い手となっている病院を在宅療養支援病院という。 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 「高齢者住まい法」の改正により創設された、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。 住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えている。 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立支援相談事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行う事業。なお、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。 |

【た行】

|  |  |
| --- | --- |
| 地域医療構想 | 将来人口推計をもとに2025年に必要となる病床数（病床の必要量）を４つの医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに推計した上で、地域の医療関係者の協議を通じて病床の機能分化と連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取組のこと。 |
| 地域共生社会 | 社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、子ども、高齢者、障害者など全ての住民一人ひとり  の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。 |
| 地域包括  ケアシステム | 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスを提供する体制。 |
| 地域包括  支援センター | 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるもの。市町村が設置できることとされている。 |
| 地域密着型サービス | 要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスであり、地域密着型サービス（要介護のかたへのサービス）と地域密着型介護予防サービス（要支援のかたへのサービス）からなる。 |
| 地域リハビリテーション | 高齢者や障害者が、住み慣れた地域で、安全にいきいきと生活を送ることができるよう、必要なリハビリテーションを適切に提供すること。 |
| 地区防災委員会 | 箕面市で地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織。 |

【な行】

|  |  |
| --- | --- |
| 日常生活圏域 | 市町村介護保険事業計画において、市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。 |
| 認知症カフェ | 認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが、地域の身近な場所で気軽に集い、認知症の人やその家族同士の情報交換、医療や介護の専門職への相談、地域の人との交流など、交流の場。公的な制度に基づくものではないが、市町村や地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関や介護サービスの事業所、認知症サポーター、ボランティアなど、様々な機関や人たちで認知症カフェを開設する取組が広がっている。 |
| 認知症ケアパス | 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。日常生活圏域において、認知症を有する高齢者等がどのような状態にあっても対応できるサービス基盤を構築し、的確なコーディネートがなされる体制をシステム化する地域環境を具体化するツール。 |
| ノーマライゼーション | 社会福祉の分野において、障害の有無や性別、年齢の違いなどによって区別をされることなく、主体的に、当たり前に、生活や権利の保障されたバリアフリーな環境を整えていく考えかたを意味する言葉。 |

【は行】

|  |  |
| --- | --- |
| 廃用症候群 | 心身の不使用が招くさまざまな機能低下。身体的には筋や骨の萎縮や関節拘縮、起立性低血圧等の循環器機能の低下等（低運動性症候群ともいう）、精神的には意欲の減衰や記憶力低下等がある。高齢者の病気やけがによる寝たきり状態の放置や社会交流の途絶から連鎖的に生じ、寝たきりの固定化につながることが多いことから、寝たきり症候群とも呼ばれ、できる限りの自立、機能活用を図ることが必要。 |

|  |  |
| --- | --- |
| パブリックコメント | 行政機関（国、都道府県、市など）が国民の生活に大きく影響する制度などを定めるときに、最終的な意思決定を行う前にその素案を公表して意見・情報を募集し、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する行政機関の考えかたをとりまとめ、提出された意見等の概要とあわせて公表する仕組み。 |
| バリアフリー | もとは、高齢者や障害者が社会生活をしていくうえで妨げとなる、段差等の物理的な障壁（バリア）をなくすという意味の建築用語。現在では、物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面の障壁などを含め、障害者等の社会参加の妨げとなる、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。 |
| ＰＤＣＡサイクル | 仕事をどのような過程で回す事が効率よく業務を行えるようになるかという理論のことをいう。第二次世界大戦後にアメリカの物理学者ウォルター・シューハートと物理学者エドワーズ・デミングにより提唱された理論で、Plan(計画)・Do(実行)・Check(点検・評価)・Act(改善・処置)の頭文字を取ってＰＤＣＡサイクルと命名された。 |
| ヒヤリハット | 危険な目に遭いそうになって、ひやりとしたり、はっとしたりすること。重大な事故に発展したかもしれない危険な出来事。 |
| 福祉有償運送 | ＮＰＯや社会福祉法人などの非営利法人等が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。高齢化の進展、障がい者の社会参加の定着、介護保険や支援費制度の導入等を契機としてニーズが一層拡大し、実施する団体も増加している。このような福祉有償運送を行うには、道路運送法による「登録」が必要で、道路運送法第80条の例外許可として通達（ガイドライン）に基づいて運用されていたが、平成18年（2006年）10月１日に道路運送法が改正され、法第78条第２項に規定する「自家用有償運送」の一類型として法律に基づく制度となった。 |
| フレイル | 日本老年医学会が2014年に提唱した概念で、「Frailty（虚弱）」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態に進まずにすむ可能性がある。 |

【ま行】

|  |  |
| --- | --- |
| 慢性期病床 | 一般病院における長期入院患者の増加に対応し、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための療養環境を有する病床。 |

【や行】

|  |  |
| --- | --- |
| ユニバーサル  デザイン | 高齢者や障害者等を取り巻く、様々な障壁をなくしていくというバリアフリーの考えた方から更に一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、誰もが利用しやすい仕様を、あらかじめ取り入れておこうとする考えかた。 |

【ら行】

|  |  |
| --- | --- |
| 療養病床 | 病院または診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床以外のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。療養病床には、医療療養病床と介護療養病床がある。 |

### 

### **７．介護保険サービスの内容**

【居宅サービス】

| サービス名 | 概要 |
| --- | --- |
| 訪問介護※  （ホームヘルプ） | 訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅等を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。 |
| 訪問入浴介護※ | 入浴が困難なかたの自宅等を訪問し、簡易の浴槽等を使ってベッドサイドで入浴の介助を行います。また、看護師による体温や血圧、脈拍などの健康チェックも行います。 |
| 訪問看護※ | 自宅で療養生活が送れるよう、看護師等が清潔ケアや排泄ケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行うサービスです。 |
| 訪問リハビリテーション※ | 理学療法士や作業療法士などが自宅等を訪問し、心身の機能の維持回復をはかり、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練等）を行います。 |
| 居宅療養管理指導※ | 医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師などが自宅等を訪問して、居宅での療養上の必要な管理や指導を行います。また、居宅介護支援事業所やその他のサービス事業所に対して、サービス利用上の必要な情報提供を行います。 |
| 通所介護※  （デイサービス） | デイサービスセンター（通所介護施設）で食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどの提供を行うサービスです。 |
| 通所リハビリテーション※  （デイケア） | 介護老人保健施設や医療機関などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。 |
| 短期入所生活介護※  （ショートステイ） | 特別養護老人ホームなどの施設で短期間入所し、食事や入浴、排泄、機能訓練の支援などを行うサービスです。 |
| 短期入所療養介護※  （ショートステイ） | 介護老人保健施設や介護医療院などの施設で短期間入所し、医学的管理下で、食事や入浴、排泄、機能訓練の支援などを行うサービスです。 |

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 概要 |
| 特定施設入居者生活介護※ | 介護サービスを提供する事業所として指定を受けている有料老人ホーム等に入居しているかたに対して、食事、入浴、排泄などの支援を行うサービスです。 |
| 福祉用具の貸与（レンタル）※ | 利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、(１) 車いす、(２) 車いす付属品、(３) 特殊寝台、(４) 特殊寝台付属品、(５) 床ずれ防止用具、(６) 体位変換器、(７) 手すり、(８) スロープ、(９) 歩行器、(10) 歩行補助つえ、(11) 認知症老人徘徊感知機器、(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く）、(13) 自動排泄処理装置、の福祉用具を貸与（レンタル）するサービスです。 |
| 特定福祉用具購入費の支給※ | 福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの（これを「特定福祉用具」といいます）を購入した場合に購入費を支給するサービスです。具体的には、(１) 腰掛便座、(２) 自動排泄処理装置の交換可能部品、(３) 入浴補助用具、(４) 簡易浴槽、(５) 移動用リフトのつり具の部分、の５品目です。 |
| 住宅改修費の支給※ | 住宅の廊下や階段への手すりの取り付け、床の段差解消など、小規模な住宅改修に対しその費用を支給するサービスをいいます。 |

※介護予防サービスを含む

【施設サービス】

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 概要 |
| 介護老人福祉施設  （特別養護老人ホーム） | 日常生活に介護が必要なかたで、居宅で自立生活を送ることや介護を受けることが困難なかたが入所し、食事、排泄、入浴などの介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。  （原則、要介護３以上のかたが対象です） |
| 介護老人保健施設 | 病状が安定しているかたで、病気、けが等により機能訓練等を必要とするかたが入所し、自宅に戻れるよう機能訓練、看護または医学的管理下における介護、その他必要な医療、日常生活上の支援を行うサービスです。  （要介護１以上のかたが対象です） |

|  |  |
| --- | --- |
| サービス名 | 概要 |
| 介護医療院／介護療養型医療施設 | 長期にわたり療養や介護が必要なかたが入所（入院）し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、そのほか必要な医療、日常生活上の支援を行うサービスです。  （要介護１以上のかたが対象です）  ※介護療養型医療施設は、令和５年に制度廃止される予定です。 |

【地域密着型サービス】

| サービス名 | 概要 |
| --- | --- |
| 定期巡回・随時対応型  訪問介護看護 | 定期的な巡回や利用者からの連絡への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを柔軟に提供するサービスです。訪問介護員（ホームヘルパー）だけでなく看護師などとも連携し、介護と看護の一体的なサービス提供を行うことができます。 |
| 夜間対応型訪問介護 | 夜間に、訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅等を定期訪問し、入浴、排泄、食事など身の回りの支援を行うほか、通報システムによる随時の対応を行います。 |
| 地域密着型通所介護 | 定員が18人以下の小規模なデイサービスセンター（通所介護施設）に通い、食事、入浴等の介護などの日常生活上の支援や機能訓練等を行うサービスです。 |
| 療養通所介護 | 常時看護師による観察が必要な難病等の重度要介護者またはがん末期患者を対象とし、療養通所介護計画にもとづき、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を行うサービスです。 |
| 認知症対応型通所介護※  （認知症対応型デイサービス） | 認知症のかたを対象とした専門的なケアを目的に、デイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。 |
| 小規模多機能型居宅介護※ | デイサービスセンターなどの通所サービスを中心に、必要に応じて自宅への訪問による介助や宿泊を組み合わせて、日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。 |
| 認知症対応型共同生活介護※  （グループホーム） | 利用者が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。 |
| 地域密着型特定施設入居者  生活介護 | 地域密着型特定施設に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（地域密着型特定施設サービス計画）にもとづき、入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言など、日常生活上の支援を行うサービスです。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  （小規模特別養護老人ホーム） | 日常生活に介護が必要なかたで、居宅で自立生活を送ることや介護を受けることが困難なかたが入所し、食事、排泄、入浴などの介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うサービスです。定員は29人以下の小規模な施設です。  （原則、要介護３以上のかたが対象です） |
| 看護小規模多機能型  居宅介護 | 利用者の居宅への訪問、通所サービスへの通い、宿泊を組み合わせて、入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、そのほかの日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。介護と看護の一体的なサービス提供を行うことができます。 |

※介護予防サービスを含む